第5回国立大学法人奈良教育大学経営協議会議事要旨

- 1. 日 時 令和2年 1月17日(金) 15:00~16:45
- 2. 出席者 米川英樹委員、筒井寛昭委員、植野康夫委員

加藤学長、宮下理事(教育)、渡辺理事(総務)、藤井副学長(企画)、佐野副学長(研究)

陪席者 佐藤会計担当監事、浅田理事(渉外・附属学校園)、高橋副学長(国際交流・地域連携)、岩井参与

3. 議 題

◎審議事項

- 1 令和2年度予算編成方針について(素案)(資料1)
- 2 令和元年度学内補正予算(第2次)(案)について(資料2)
- 3 授業料その他の費用に関する規則の一部改正(案)他について(資料3)
- 4 教職員給与規則等の一部改正について(資料4)
- 5 新年俸制等の導入について(資料5)

◎報告事項

- 1 令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算内示について(資料6)
- 2 規則の一部改正について(資料7)
 - 共同研究取扱規則
 - 受託研究取扱規則
- 3 平成30年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(資料8)
- 4 「国立大学改革方針」を踏まえた国立大学との徹底した対話の実施に向けた調書の作成等について (資料9)
- 5 奈良女子大学との法人統合に向けた協議の状況について(資料10)
- 6 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に活用した主な取組事例の公表について(資料11)

◎その他

4. 議事

◎審議事項

1 令和2年度予算編成方針について(素案)

総務担当理事より、資料1に基づき令和2年度予算編成方針について(素案)について説明があり、 審議の結果、原案のとおり了承された。

2 令和元年度学内補正予算(第2次)(案)について

総務担当理事より、資料2に基づき令和元年度学内補正予算(第2次)(案)について説明があり、 審議の結果、原案のとおり了承された。

- 3 授業料その他の費用に関する規則の一部改正(案)他について
 - 総務担当理事より、資料3に基づき授業料その他の費用に関する規則の一部改正(案)他について 説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。
- 4 教職員給与規則等の一部改正について

総務担当理事より、資料4に基づき教職員給与規則等の一部改正について説明があり、審議の結果、 原案のとおり了承された。

5 新年俸制等の導入について

総務担当理事より、資料5に基づき新年俸制等の導入について説明があり、審議の結果、原案のと おり了承された。

主な意見は次のとおり

- 〇大阪教育大学は新年俸制度について新規採用者、希望者、昇任者が対象となるが、本学は新規採用 者のみの予定なのか。
 - →本学では新規職員者及び希望者を対象に検討をしている。

◎報告事項

- 1 令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算内示について 総務担当理事より、資料6に基づき令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算内示について報告 があった。
- 2 規則の一部改正について 総務担当理事より、資料7に基づき共同研究取扱規則及び受託研究取扱規則の一部改正について報 告があった。
- 3 平成30年度に係る業務の実績に関する評価の結果について 企画担当副学長事より、資料8に基づき平成30年度に係る業務の実績に関する評価の結果について 報告があった。
- 4 「国立大学改革方針」を踏まえた国立大学との徹底した対話の実施に向けた調書の作成等について 教育担当理事より、資料9に基づき「国立大学改革方針」を踏まえた国立大学との徹底した対話の 実施に向けた調書の作成等について報告があった。
- 5 奈良女子大学との法人統合に向けた協議の状況について 学長より、資料10に基づき奈良女子大学との法人統合に向けた協議の状況について報告があった。 主な意見は次のとおり
 - 〇統合するのであれば奈良女子大学に本部を置く方が合理的と思われる。本部を永久に奈良女子大学に設置するという主張に対しては、合理性を持って説得できるようにするようにしないといけない。 また、本来であれば奈良女子大
 - 学側が本学側に気を遣うべきだと思う。そうでなければ今後も数で勝る奈良女子大学の意見ばかりが採用されてしまうことになってしまう。
- 6 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に活用した主な取組事例の公表について 総務担当理事より、資料11に経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に活用した主な取組事 例の公表について報告があった。